



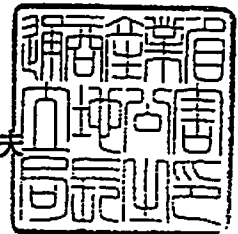
通商産業省

3 生局第 3 4 4 号

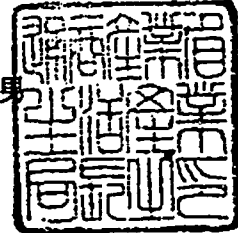
平成 3 年 1 2 月 2 4 日

社団法人日本硝子製品工業会
会長 佐伯 邦男 殿

通商産業省立地公害局長 鈴木 英夫



通商産業省生活産業局長 堤 富男

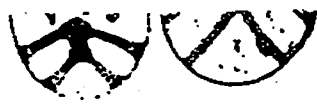


ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する
判断の基準となるべき事項を定める省令等の運用について

我が国においては、主要な資源の大部分を輸入に依存していることに加え、近年の経済成長、国民生活の向上等に伴い、廃棄物の発生量の増大等廃棄物をめぐる問題が深刻化している。このような状況に対応して、生産・流通・消費の各段階に遡って資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することが急務となっている。

このため、第 120 回国会において再生資源の利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下「法」という。）が制定され、ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 3 年通商産業省令第 54 号。以下「判断基準」という。）その他の関係政省令とともに平成 3 年 10 月 25 日に施行され、ガラス容器製造業が特定業種として指定されたところである。

ついては、本法の趣旨を十分理解されるとともに、下記の事項に留意の上、貴団体傘下の事業者に対し、本法の周知及びその遵守の徹底を図られたい。



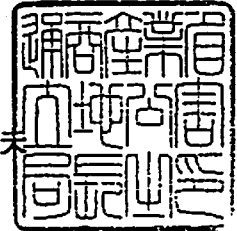
通商産業省

3 生局第 3 4 4 号

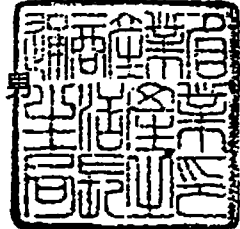
平成 3 年 1 2 月 2 4 日

日本ガラスびん協会
会長 岸 星一 殿

通商産業省立地公害局長 鈴木 英夫



通商産業省生活産業局長 堤 富男



ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する
判断の基準となるべき事項を定める省令等の運用について

我が国においては、主要な資源の大部分を輸入に依存していることに加え、近年の経済成長、国民生活の向上等に伴い、廃棄物の発生量の増大等廃棄物をめぐる問題が深刻化している。このような状況に対応して、生産・流通・消費の各段階に遡って資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することが急務となっている。

このため、第 1 2 0 会国会において再生資源の利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 4 8 号。以下「法」という。）が制定され、ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 3 年通商産業省令第 5 4 号。以下「判断基準」という。）その他の関係政省令とともに平成 3 年 1 0 月 2 5 日に施行され、ガラス容器製造業が特定業種として指定されたところである。

については、本法の趣旨を十分理解されるとともに、下記の事項に留意の上、貴団体系下の事業者に対し、本法の周知及びその遵守の徹底を図られたい。

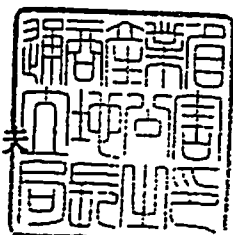
通商産業省

3 生局第 3 4 4 号

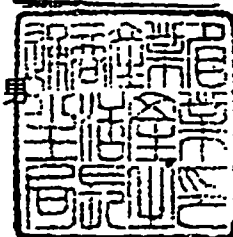
平成 3 年 1 2 月 2 4 日

自動機工業会
会長七島 栢 殿

通商産業省立地公害局長 鈴木 英夫



通商産業省生活産業局長 堤 富男



ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する
判断の基準となるべき事項を定める省令等の運用について

我が国においては、主要な資源の大部分を輸入に依存していることに加え、近年の経済成長、国民生活の向上等に伴い、廃棄物の発生量の増大等廃棄物をめぐる問題が深刻化している。このような状況に対応して、生産・流通・消費の各段階に遡って資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することが急務となっている。

このため、第 1 2 0 回国会において再生資源の利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 4 8 号。以下「法」という。）が制定され、ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 3 年通商産業省令第 5 4 号。以下「判断基準」という。）その他の関係政省令とともに平成 3 年 1 0 月 2 5 日に施行され、ガラス容器製造業が特定業種として指定されたところである。

については、本法の趣旨を十分理解されるとともに、下記の事項に留意の上、貴団体傘下の事業者に対し、本法の周知及びその遵守の徹底を図られたい。



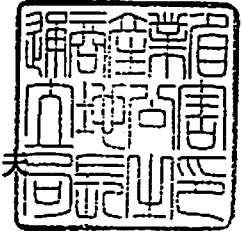
通商産業省

3 生局第 3 4 4 号

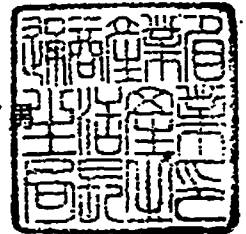
平成 3 年 1 2 月 2 4 日

ガラス容器リサイクル推進連合
会長 林 周二 殿

通商産業省立地公害局長 鈴木 英夫



通商産業省生活産業局長 堤 富男



ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する
判断の基準となるべき事項を定める省令等の運用について

我が国においては、主要な資源の大部分を輸入に依存していることに加え、近年の経済成長、国民生活の向上等に伴い、廃棄物の発生量の増大等廃棄物をめぐる問題が深刻化している。このような状況に対応して、生産・流通・消費の各段階に遡って資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することが急務となっている。

このため、第 1 2 0 回国会において再生資源の利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 4 8 号。以下「法」という。）が制定され、ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 3 年通商産業省令第 5 4 号。以下「判断基準」という。）その他の関係政省令とともに平成 3 年 1 0 月 2 5 日に施行され、ガラス容器製造業が特定業種として指定されたところである。

については、本法の趣旨を十分理解されるとともに、下記の事項に留意の上、貴団体系下の事業者に対し、本法の周知及びその遵守の徹底を図られたい。

記

1. カレットの定義

法第2条第1項における再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして再生資源の利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号。以下「政令」という。）第1条により指定されている「カレット」とは、ガラス容器であって、一度使用され、又は使用されずに収集されたもの又は廃棄されたもののうち、有用なものであって、ガラス容器の原材料として使用できるもの（収集された後に輸入されたものも含む。）又はその可能性があるものをいう。

なお、ガラス容器製造業に属する事業を行う者の工場又は事業場において製品として出荷されずに当該ガラス容器製造事業者によって再び原材料として利用されるものも、カレットとして取り扱う。

2. ガラス容器製造業に属する事業者の範囲

(1) 政令第1条の規定に基づくガラス容器製造業に属する事業者の範囲

法第2条第2項の規定に基づく特定業種として政令第1条の規定で定める「ガラス容器製造業」とは、日本標準産業分類（行政管理庁編）の中分類に掲げる「ガラス・同製品製造業」（251）のうち、小分類「ガラス容器製造業」（2514）をいう。

ガラス容器製造業に属する事業を行う者は、すべてカレットに係る特定事業者として判断基準の規定に従い、カレットの利用に努めるものとする。

(2) 政令第5条に定める要件に該当する特定事業者の範囲（勧告等の対象）

法第12条の規定に基づき、主務大臣は、特定事業者に対し、必要に応じて勧告等の措置をとることができるものとされている。その際、当該勧告等の対象となる特定事業者の範囲は、政令第5条において「年間のガラス容器の生産量が2万トン以上であること。」と規定されている。

なお、ここにおいて、生産量を特定すべき「年間」は、直前の事業年度とし、「生産量」は、生産の能力ではなく、生産の実績とする。

3. カレット利用率の算出方法

判断基準第1条に規定する「カレット利用率」については、次式により算出するものとする。

$$\text{カレット利用率} = \frac{\text{ガラス容器の原料として使用されたカレットの重量}}{\text{生産されたガラス容器の重量}}$$

4. カレット利用計画及びその実施状況に係る記録

(1) 様式

判断基準第4条第1項に規定するカレット利用計画については、様式第1により作成することとし、また、同条第3項に規定するカレット利用計画の実施状況については、様式第2により記録を行うものとする。

(2) カレット利用計画の作成時期及びその実施状況の記録の時期等

ガラス容器製造事業者は、法の施行日（平成3年10月25日）後に開始する事業年度ごとに、当該事業年度の開始前にカレット利用計画を作成することとする。また、当該事業年度が終了した後速やかに当該事業年度に係るカレット利用計画の実施状況について記録を行うものとする。

なお、特定事業者は、法の施行日から次の事業年度の開始の日までの間についても、判断基準第1条から第3条まで及び第5条の規定に基づき義務を負う。

(3) 保存期間

カレット利用計画及びその実施状況に係る記録は、当該事業年度ごとに作成するものとする。また、カレット利用計画及びその実施状況に係る記録は、当該事業年度終了後少なくとも5年間事業者ごとに保存するものとする。

(4) カレット利用計画等の報告

カレット利用計画又はその実施状況に係る記録については、本法の適確な運用を図るため、必要に応じ求めにより報告しなければならない。

平成 年度カレット利用計画

特定事業者の氏名又は名称	
郵便番号及び住所	
代表者の氏名	
カレット利用計画に係る担当者	
氏名	
所属部署	
電話番号及びファックス番号	

この計画に係る事業年度の期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
----------------	-------------------

1. ガラス容器の色別のカレット利用率の目標等に関する事項

1-1 ガラス容器の色別のカレット利用率の目標

	無 色	そ の 他 の 色	ガラス容器合計
当事業年度のガラス容器生産量の見込 (トン)			
当事業年度のカレット使用量の見込 (トン)			
当事業年度のカレット利用率の目標 (%)			
前事業年度のガラス容器生産量の実績見込 (トン)			
前事業年度のカレット使用量の実績見込 (トン)			
前事業年度のカレット利用率の実績見込 (%)			
当事業年度のカレット利用率の目標が前事業年度の実績見込より低い場合の理由			

(注) 1. 無色には、カラーフィードを含む。

2. その他の色の内容は、茶色、黒色、青・緑色などとする。

3. 前事業年度のカレット利用率の実績は次式により算出することとし、小数点以下は第2位を四捨五入し、第1位の値までを記載すること。

$$A = B / C$$

(備考) この式における記号の意味は、次のとおりとする。

A : 前事業年度のカレット利用率 (%)

B : 前事業年度のカレット使用量 (トン)

C : 前事業年度のガラス容器生産量 (トン)

1-2 カレットの調達方法

(単位：トン)

		当事業年度使用量見込	構 成 比 (%)
市中カレット			
	自社で処理		
工場カレット			
合 計			

(注) 自社で処理とは、自社で処理工場を有しその工場のカレットにし、調達したものをいう。

2. カレットの利用のために必要な設備の整備に関する事項

		当事業年度の新增設等の計画					前事業年度までの既設台数	
		設備の 名称	新增設 ・廃棄 の別	設置 年月	台数	能力	台数	能力
カ レ ッ ト 処 理 工 程	原料供給設備							
	破碎設備							
	異物選別設備							
	その他の設備							
溶 融 設 備								

(注) 1. 設備名の例示

- ①. 原料供給設備：ホッパーなど
- ②. 破碎設備：破碎機など
- ③. 異物選別設備：陶磁器除去機、フロー選別機、磁選機など
- ④. その他の設備：洗浄設備など
- ⑤. 溶融設備：溶融窯など

2. 能力は、1日当たりの処理能力とする。

ただし、1日(〇〇時間)と記入すること。

3. 設備は、新設・増設・廃棄、設置年月及び能力の別に記入すること。

3. カレットの利用のために必要な技術の向上に関する事項

	カレットの利用のために解決すべき問題点及び具体的な対策
原料供給設備	
破碎設備	
異物除去設備	
その他の設備等	
溶融設備	

(注) 使用中の設備についての技術の向上も含む。

4. ガラス容器の需要者に対するカレットの利用に関する情報の提供

当事業年度に計画している需要者に対する情報提供、普及・啓発事業の計画

(注) 特記事項があれば記入すること。

(備考) 用紙の大きさはA4とする。

平成 年度カレット利用計画実施状況

特定事業者の氏名又は名称	
郵便番号及び住所	
代表者の氏名	
カレット利用計画実施状況に係る担当者	
氏名	
所属部署	
電話番号及びファックス番号	

実施状況に係る事業年度の期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
----------------	-------------------

1. ガラス容器の色別のカレット利用率の実績等に関する事項

1-1 ガラス容器の色別のカレット利用率の実績

	ガラス容器の 生産量	カレット 使用量	カレット 利用率	計 画 達成率	達成率が低い 場合の理由
無 色 (トン)	()	()	()		
そ の 他 の 色 (トン)	()	()	()		
合 計 (トン)	()	()	()		
	ガラス容器の生産量	カレット使用量	カレット利用率		
茶 色 (トン)					
黒 色 (トン)					
青・緑色 (トン)					
そ の 他 (トン)					
色 合 計 (トン)					

(注) 1. 当事業年度のカレット利用率は次式により算出することとし、小数点以下は第2位を四捨五入し、第1位の値までを記入すること。

$$A = B / C$$

(備考) この式における記号の意味は、次のとおりとする。

A : 前事業年度のカレット利用率 (%)

B : 前事業年度のカレット使用量 (トン)

C : 前事業年度のガラス容器生産量 (トン)

2. 計画達成率は、当事業年度のカレット利用計画の1.の「当事業年度のカレット利用率の目標 (%)」欄に記入されたものと上記のカレット利用率との比とする。

3. () 内は前事業年度の実績を記入すること。

1-2 カレットの調達方法

(単位：トン)

		当事業年度使用量	構成比 (%)
市中カレット			
	自社で処理		
工場カレット			
合計			

(注) 自社で処理とは、自社で処理工場を有しその工場のカレットにし、調達したものをいう。

2. カレットの利用のために必要な設備の整備に関する事項

		当事業年度の新增設等の実績					計画達成状況	
		設備の 名称	新增設 ・廃棄 の別	設置 年月	台 数	能 力	台 数	能 力
カ レ ッ ト 処 理 工 程	原料供給設備						()	()
	破碎設備						()	()
	異物選別設備						()	()
	その他の設備						()	()
溶 融 設 備							()	()

(注) 1. 設備名の例示

- ①. 原料供給設備：ホッパーなど
- ②. 破碎設備：破碎機など
- ③. 異物選別設備：陶磁器除去機、フロー選別機、磁選機など
- ④. その他の設備：洗浄設備など
- ⑤. 溶融設備：溶融窯など

2. 能力は、1日当たりの処理能力とする。
ただし、1日（〇〇時間）と記入すること。
3. 設備は、新設・増設・廃棄、設置年月及び能力の別に記入すること。
4. 計画達成状況欄は、当事業年度のカレット利用計画の2の当事業年度の新増設等の計画欄に記入された台数及び能力との差を記入すること。
5. 計画達成状況欄の（ ）内は当事業年度のカレット利用計画の2の当事業年度新増設等の計画欄に記入された台数及び能力を記入すること。

3. カレットの利用のために必要な技術の向上に関する事項

	カレットの利用のために講じた具体的な対策
原料供給設備	
破碎設備	
異物除去設備	
その他の設備等	
溶融設備	

（注）使用中の設備についての技術の向上も含む。

4. ガラス容器の需要者に対するカレットの利用に関する情報の提供

当事業年度に計画している需要者に対する情報提供、普及・啓発事業の計画

（注）特記事項があれば記入すること。

（備考）用紙の大きさはA4とする。